

6 廃棄について

毒物又は劇物は処理せずに廃棄してはいけません。

- (1) 一般的に、化学分解、燃焼、中和等の方法で処理を行い、保健衛生上の危害が発生しないようにしてから廃棄することが義務づけられています。
- (2) 毒物及び劇物取締法その他、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等他の法令の規定する基準にも適合していなければなりません。
- (3) 自己処理できないときは、知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託してください。

【参考】

社団法人奈良県産業廃棄物協会 連絡先 0 7 4 4 - 3 3 - 8 8 0 0